

10月改定

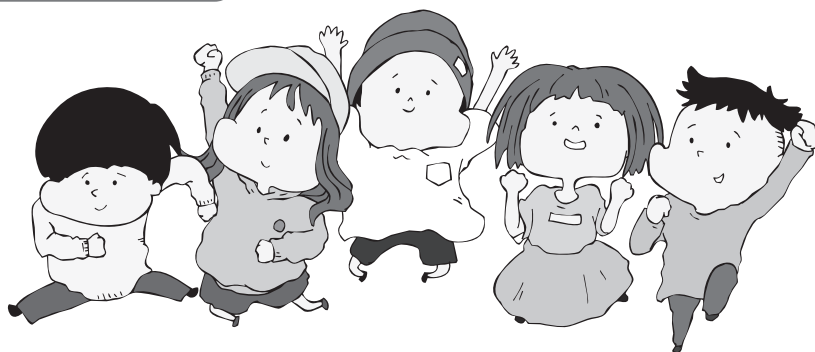
の 最低賃金

の
引き上げは 円!

最低賃金は、毎夏に都道府県の最低賃金審議会で決まります。

今年は、中央最低賃金審議会が答申した「ABランク+31円」「CDランク+30円」を目安に各都道府県の地方最低賃金審議会で審議され、22道県(46.8%)で目安を1~3円上回る引き上げを実現しました。しかし、私たちが求めているのは「誰でもどこでも人間らしく暮らせる賃金」として、全国一律1500円です。まだまだ低すぎると言わざるを得ません。

パートも
アルバイトも
働くすべての人



最低賃金って？

「健康で文化的な最低限度の生活」(憲法25条「生存権」)を保障するために、最低賃金法では、最低賃金額より低い賃金で契約した場合は無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。また、使用者が最低賃金以上の賃金を支払っていない場合、使用者は労働者にその差額を支払う必要があるとともに、最高で50万円の罰則が適用されます。

時間給

円

※1日8時間を超えた分や深夜労働は25%以上割増

最賃(最低賃金)チェッカーで
自分の賃金をチェックしよう!



最賃チェッカーで
5分でわかる
最低賃金の実態と生計費



賃金あげて!

賃上げは
労働組合
じゃなきゃ!!

あなたの声を
聞かせて下さい

Google
フォーム



最低賃金より低い賃金で働かせるのは **違法** です!

労働相談はこちら! **0120-378-060**

電話相談の受付は月曜から金曜の午前10時から午後5時までです。
地方によって受付時間が異なりますので各地のホームページ等でご確認ください。

ZENROREN 全労連  **国民春闘共闘**

〒113-8462 東京都文京区湯島 2-4-4
TEL (03) 5842-5611 FAX (03) 5842-5620 <http://www.zenroren.gr.jp> 2022.10